

(平成31年3月 教育長決定)

(令和 2年4月 教育長決定)

(令和 6年6月 教育長決定)

学校における働き方改革  
斜里町アクション・プラン  
(第3期改定版)

令和6年(2024年)6月  
斜里町教育委員会

## ★目 次★

I	はじめに	P. 3
II	これまでの取組と課題	P. 3～5
	(1) 現アクション・プランに係る取組の実施	
	(2) 取組の総括	
III	アクション・プラン（第3期）の基本的な方針	P. 6～10
	(1) アクション・プランの性格	
	(2) 目標と目指す姿、重点的に実施する取組及び取組期間	
	(3) 教育委員会及び学校の役割	
	(4) 保護者や地域住民等への理解促進	
	(5) 学校・教員が担う業務の適正化の一層の推進	
	(6) SDGsの推進	
IV	アクション・プランの具体的な取組	P. 11
★Action1	校務の効率化と役割分担の推進	P. 11～12
	(1) ICTの活用による校務効率化の推進 <b>重点</b>	
	(2) 保護者・地域等との連携協働 <b>重点</b>	
	(3) 専門スタッフ等の配置促進	
	(4) 学校給食費等の公会計化の推進及び徴収・管理業務の負担軽減	
★Action2	部活動指導に関わる負担の軽減	P. 12～14
	(1) 部活動休養日等の完全実施 <b>重点</b>	
	(2) 指導・運営に係る体制の構築	
	(3) 大会等に係る負担の軽減	
	(4) 部活動の地域移行	
★Action3	学校運営体制の見直しなどによる改善	P. 14～17
	(1) 教頭の業務縮減 <b>重点</b>	
	(2) 学校行事の精選・重点化	
	(3) 適切な教育課程の編成・実施	
	(4) 適正な勤務時間の管理等	
	(5) 「チーム学校」としての取組の推進	
	(6) 若手教員への支援	
	(7) 学校の組織運営に関する見直し	
★Action4	意識の変容を促す取組	P. 17～20
	(1) 働き方改革の意識を高める取組の推進 <b>重点</b>	
	(2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進	
	(3) 働き方改革に関する研修の実施	
	(4) これまでの取組の着実な推進	
★Action5	学校サポート体制の充実	P. 20～22
	(1) メンタルヘルス対策の推進等 <b>重点</b>	
	(2) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築	
	(3) 調査業務等の見直し	
	(4) 研修・会議の精選・見直し	
	(5) 学校が作成する計画等の見直し	
	(6) 教諭等及び事務職員などの標準職務の明確化等	
	(7) 勤務時間外における電話対応の見直しの促進	
	<b>学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項</b>	P. 23～24

## I はじめに

社会が加速度的に変化し、先行きが不透明で予測困難な時代が到来しつつあると言われる一方で、深刻さを増す少子化や人口減少が学校教育の在り方にも大きな影響を及ぼしています。

このような変化の激しい時代に生きる子どもたちは、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることのできる資質や能力を身に付けていく必要があります。

そのための学びの中心となるのが「令和の日本型学校教育」であり、その実現に向け、直接の担い手となる教員には、探究心を持って、自律的に新しい知識や技能を学び続け、子ども一人一人の学びを最大限に引き出していく役割がこれまで以上に求められています。

一方、依然として長時間勤務の教員が多いという勤務実態に加え、全国的に教員不足が課題となるなど、学校を巡っては憂慮すべき状況も顕在化しており、教職の魅力を向上させていくことが喫緊の課題となっています。

学校における働き方改革により教員自身がこれまでの働き方を見直し、子どもたちと向き合う時間や自らの学びを深めるための時間を確保していくことは、「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実現につながるものであり、学校が「働きやすさ」と「働きがい」を両立する職場となるよう、これまで以上に実効性のある取組を進めていく必要があります。

## II これまでの取組と課題

斜里町教育委員会（以下「町教委」という。）では、北海道教育委員会（以下「道教委」という。）が策定した「学校における働き方改革北海道アクション・プラン（平成30年（2018年）3月）に準じ、平成31年（2019年）3月、「学校における働き方改革斜里町アクション・プラン」（以下「町アクション・プラン」という。）を策定しました。

更に令和2年（2020年）1月に文部科学省発出の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（平成31年（2019年）1月）」が法的根拠のある「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号、以下「国指針」という。）へ格上げされ、告示されたことを受け、斜里町立学校管理規則を改正するとともに、令和2年（2020年）4月、町アクション・プランにおいても教育職員の在校等時間の上限等の改訂を行いながら町立学校教育職員の時間外勤務等の縮減に努めてきました。

### （1）現アクション・プランに係る取組の実施

現アクション・プランでは、「本来担うべき業務に専念できる環境の整備」「部活動指導にかかわる負担の軽減」「勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実」「教育委員会による学校サポート体制の充実」の4項目を柱に取組を進めてきました。

【現アクション・プランの目標の進捗状況】

①現アクション・プランの目標

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間等を減じた時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。

②目標の進捗状況

[1月あたりの時間外在校等時間の割合（令和4年度・令和5年度比較）]

区分	年度	①45 時間以下	②45 超～80 時間以下	③80 時間超～100 時間以下	④100 時間超
小学校・前期課程	令和4年度	67.2%	26.8%	5.6%	0.4%
	令和5年度	72.6%	23.6%	3.6%	0.1%
	差	5.4%	-3.2%	-2.0%	-0.3%
中学校・後期課程	令和4年度	56.3%	34.1%	4.3%	5.3%
	令和5年度	55.1%	32.1%	4.8%	8.1%
	差	-1.3%	-2.0%	0.5%	2.8%
全体	令和4年度	63.5%	29.3%	5.2%	2.1%
	令和5年度	66.4%	26.6%	4.0%	3.0%
	差	2.9%	-2.7%	-1.1%	0.9%

[1年あたりの時間外在校等時間360時間以内の割合（令和5年度）]

	年360時間以内の割合
小学校・前期課程	42.4%
中学校・後期課程	26.5%
全体	36.6%

[その他の指標]

指 標	目標値	令和4年度末	令和5年度末
部活動休養日を完全に実施 [年間①（平日週1日52日+週末週1日52日）+②学校閉庁日9日（※①と②の重複分を除く）] している部活動の割合	100%	100%	100%
変形労働時間制を活用している学校の割合(※)	100%	100%	100%
定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合	100%	50%	50%
学校閉庁日を年9日以上実施している学校の割合	100%	100%	100%

※修学旅行の引率業務等に係る勤務時間の割振り等についても変形労働時間制である。

### ③その他の取組

#### ○ 教育職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

- ・少数人数（35人以下）学級教諭、教育活動支援講師、特別支援教育支援員、適応指導教室支援員、スクールソーシャルワーカー、コミュニティ・スクール運営に係る地域コーディネーター等を配置し教育職員の負担軽減に努めました。
- ・「校務支援システム」の運用を継続し、校務負担の効率化が図られるよう支援しました。また、全学校に配置しているプロジェクター、実物投影機、マグネットスクリーン、タブレットパソコン等のICT機器の設置による授業の効率化、国の「GIGAスクール構想」に基づく児童生徒1人1台端末の活用等、学校のICT化の推進を図りました。

#### ○ 部活動指導に関わる負担の軽減

- ・「斜里町立学校の部活動の在り方に関する方針」に基づく部活動休養日及び学校閉庁日の考え方を共有し、町立学校教育職員の時間外在校等時間の縮減を支援しました。
- ・部活動の地域移行に向け町内スポーツ・文化団体等への説明会を開催し、まずは「令和7年度末を目途に休日の運動部活動から段階的に地域移行していく」ことを目標に、地域課題としての意識醸成に努めました。

#### ○ 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

- ・長期休業期間中に「学校閉庁日」を設け、学校職員が休養を取りやすい環境整備に努めました。また校務支援システムの勤務記録機能を活用し、教職員の時間外在校等時間等を把握しながら職員の健康に配慮するとともに、業務の平準化、効率化に努めました。

## （２）取組の総括

前記取組みを進める一方、現町アクション・プランの目標達成には遠く、依然として長時間勤務の職員が多い実態があります。これは、これまでの取組が必ずしも教員一人一人の意識や働き方の変容に結びついておらず、学校以外が担うべき業務や教員が担う必要のない業務に係る役割分担、教員の負担軽減が可能な業務の見直し・簡素化が十分に進んでいないこと、部活動休養日等の設定は着実に進められているものの、部活動の教育的意義を尊重しながら学校や地域の実情に即した活動の在り方の検討には時間を要すること、そして、スクールサポートスタッフや部活動指導員といった、教員の業務をサポートする人材の確保が難しいといった課題があるといえ、引き続き、町教委と学校が共通理解の下連携しそれぞれの実情を踏まえて実行可能な取組から速やかに実施し、成果を着実に積み重ねていく必要があります。

また、現在、教員不足は全国的に深刻な課題であり、その影響は斜里町にとっても大いに憂慮すべき事態といえます。第3期町アクション・プランは、これまでの取組を継承しつつ、文部科学省の「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」（令和5年）（以下「緊急提言」という。）などを踏まえ、更なる改善・充実に努め、町教委と町教委、各学校とが緊密に連携しながら継続的かつ計画的に、実効性のある取組を進めていくことが重要です。

### Ⅲ アクションプラン（第3期）の基本的な方針

- 学校の働き方改革の目的は「教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」であり、第3期においても現町アクション・プランに引き続き、目指す理念を共有し取組を推進します。
- 推進に当たっては、学校、町、さらには家庭、地域等を含めた全ての関係者が、共通認識や信頼関係の基盤の上で連携・協力することが重要です。教育を取り巻く状況の変化やこれまでの取組の課題を共有しながら、子ども達への高い教育の維持・向上と持続可能な学校教育体制の構築に向け取り組みます。

#### （1）アクション・プランの性格

- ・本アクション・プランは、国指針第2章第2節(1)に基づく教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、斜里町立学校管理規則（昭和45年教委規則第1号）第31条の4に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものです。
- ・本アクション・プランは、町内の全ての学校が働き方改革を進めるため、町教委が策定するものです。
- ・本アクション・プランについては、今後の国及び北海道の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

#### （2）目標と目指す姿、重点的に実施する取組及び取組期間

国指針第2章第1節(2)及び第3章第2節(1)に基づき、町立学校にあつては、次のとおり目標、目指す姿、重点的に実施する取組及び取組期間を設定します。

#### 斜里町アクション・プラン（第3期）の目標・目指す姿等

##### 【目標】

教育職員の「時間外在校等時間」を、1か月で45時間以内、  
1年間で360時間以内とする。

##### 【目指す姿】

教員一人一人が、「変わってきた」と実感できる働き方改革の推進

【重視する視点】

改革を『自分事』に	ワークライフバランスを意識した働き方を追求し、教職員のウェルビーイングの向上と、子ども達の学びの伸長
『自走』するチーム	未来につながる教育活動の実現を目指し、対話を通して、学び合い・支え合うチームを構築
地域との『協働』	コミュニティ・スクールの推進を図り、地域・保護者・教職員の参画と熟議でバランスある分担を実現

- ① ICTの活用による校務効率化の推進
- ② 保護者・地域等との連携協働
- ③ 部活動休養日等の完全実施
- ④ 教頭の業務縮減
- ⑤ 働き方改革の意識を高める取組の推進
- ⑥ メンタルヘルス対策の推進等

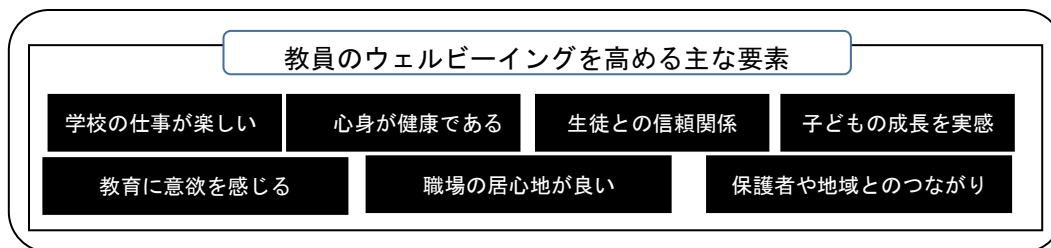
※目指す姿や重点的な取組の進捗状況を把握するため、別に指標を設定する。

【取組期間】

令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間とし、町教委、各学校が緊密に連携・協力しながら、目標の早期達成に向けて全力で取り組む。

【ウェルビーイング】

○身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含む概念（第4期教育振興基本計画より）



(3) 教育委員会及び学校の役割

ア 町教委の役割

- ・ 町立学校における働き方改革を進めるための計画等や所管する学校に勤務する教育職員の在校等時間の上限等に関する方針等に基づき、適切に指導します。
- ・ 町立学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施し

ます。

- ・毎年度、町立学校におけるや学校の働き方改革の実施状況を適切に把握・分析し、必要な環境整備等の取組を実施します。
- ・特に、教育職員の時間外在校等時間が上限時間の範囲を超えた学校に対しては、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行います。

#### イ 学校の役割

- ・校長は、「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革を明確に位置付け、全職員の共通理解の下、「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進します。
- ・校長は、アクション・プランに掲げる具体的な取組を実践するとともに、時間外在校等時間等の実態を踏まえ、「Road」や国の「働き方改革事例集」等を活用し、それぞれの実情に応じた取組を主体的に推進します。

### (4) 保護者や地域住民等への理解促進

子どもたちへの教育は、学校、家庭、地域が連携・協働しながら行うものであり、その基盤となる信頼関係の構築や共通認識の醸成が不可欠です。子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨について、保護者・地域住民等の理解を深めるなど、社会全体で認識を共有することが必要です。

このため、各学校においては、業務改善の推進を学校評価に明確に位置けるとともに、学校運営協議会において議題として取り上げ、保護者・地域住民等とより積極的なコミュニケーションの下で共通認識を図るなど、説明責任を果たしながら、円滑に学校運営を行うよう努めるものとします。

また、町教委においては、斜里町PTA連合会等と連携しながら、保護者や地域住民等に対し、学校における働き方改革の取組について積極的に周知を図るとともに、その取組状況を定期的に公表します。

### (5) 学校・教員が担う業務の適正化の一層の推進

町教委、学校は、緊急提言で改めて示された「学校・教師が担う業務に係る3分類を踏まえ、必要性が低下し、慣習的に行われている業務について、業務の優先順位を付ける中で思い切って廃止することや、学校内あるいは学校外との関係において適切に連携・分担することができるよう、各主体それぞれが関係機関等とも連携しながら、地域や保護者の理解の促進に努めることとします。



【学校・教師が担う業務に係る3分類】

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
<p>①登下校に関する対応</p> <p>②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④地域ボランティアとの連絡調整</p> <p>※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等（事務職員等）</p> <p>⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等）</p> <p>⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等）</p> <p>⑧部活動（部活動指導員等）</p> <p>※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教員が顧問を担わざるを得ない実態。</p>	<p>⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等）</p> <p>⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）</p> <p>⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）</p> <p>⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等）</p> <p>⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等）</p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）</p>

## (6) SDGsの推進

斜里町のまちづくりの方向性をまとめた最上位計画である「第7次斜里町総合計画」（令和6～15年度）では「自分たちの暮らす地域を将来にわたって持続可能とする」ことを目標に、全ての施策についてSDGsの視点を持ち策定しました。

町アクション・プランで取り組む教職員の負担軽減や教育力の向上等については次のとおりとします。

### 【第7次斜里町総合計画 基本目標5「生涯を通じて自分らしく学び続けられるまち」】

#### ○基本施策「教育環境の充実」

「学校の働き方改革推進」を単位施策として掲げ、教員の時間外在校等時間の縮減に向けた取り組みや教職員がやりがいを持ち児童生徒と向き合い、より良い教育活動を展開できる環境づくりを推進することとしています。

#### ○基本施策「学校・家庭・地域がつながる学びの推進」

学校と家庭・地域が相互に理解し合い信頼関係を持ち連携すること、通信手段のデジタル化等による情報共有と相互理解の醸成、地域資源を活用したESDの実践等により地域で学びを支えることとしています。

- ・すべての人に健康と福祉を (目標3)
- ・質の高い教育をみんなに (目標4)
- ・働きがいも経済成長も (目標8)
- ・住み続けられるまちづくりを (目標11)
- ・パートナーシップで目標を達成しよう (目標17)



## ★Action 1 校務の効率化と役割分担の推進

## (1) ICTの活用による校務効率化の推進

重点

《町教委・学校》

各学校が教育目標の実現に向けて、限られた人的・物的資源を効果的に活用しながら真に必要な教育活動に注力するため、クラウドサービスやデジタル教材、校務支援システムなど、学校の実態を考慮してICTを積極的に活用した教育活動や業務を推進し、校務の効率化による事務作業の負担軽減を図ります。

《町教委》

- ・校務の効率化を図るとともに、GIGAスクール構想や学校DXを推進します。
- ・統合型校務支援システムを効果的に活用できるよう支援します。
- ・学習系の各システムや校務支援システムは、将来的な各システム間での相互運用を踏まえた導入を検討します。

《学校》

- ・北海道や町教委の取組を踏まえるとともに、会議資料のペーパーレス化やスケジュール管理のオンライン化、クラウド上の教材の教員間での共有、学校と保護者等間の連絡手段を原則としてデジタル化するなど、校務処理の負担軽減を進めます。

## (2) 保護者・地域等との連携協働

重点

《町教委・学校》

- ・緊急提言で示された業務の3分類を踏まえ、業務の考え方を明確化した上で、地域とも対話を重ねながら、役割分担や業務の適正化を推進します。
- ・コミュニティ・スクール及び学校運営協議会については、関係者が交代する中でも、常にその位置づけや役割についての理解が得られるよう努めます。

《町教委》

- ・保護者や地域住民が、子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨を理解し、各学校の教育活動に積極的に協力いただけるよう、学校の業務の実情や働き方改革の各種取組について、広報及び情報提供を行います。
- ・平成29（2017）年度に「知床ウトロ学校」、平成30（2018）年度に「斜里小学校」「朝日小学校」「斜里中学校」に学校運営協議会を設置し、全ての町立学校にコミュニティ・スクールを導入しており、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組を推進しています。地域の実情に応じた効果的な活動を促します。
- ・学校における働き方改革を含む教員を取り巻く環境整備について積極的に総合教育会議の議題とするなど、首長部局と教育委員会が一体となって学校における働き方改革の実効性を高める取組を推進します。

#### 《学校》

- ・保護者や地域に対し、学校の実情や勤務時間、休憩時間についての情報と併せて、日頃から、学校の取組などについて幅広く情報発信するなど、情報の共有に努めるとともに、学校の働き方改革の取組の進捗状況等について、学校便りやホームページで公表するなど、その効果を可視化して保護者や地域に周知します。
- ・学校運営協議会などにおいて、働き方改革を積極的に議題として取り扱うなど、適切にコミュニケーションを図りながら、学校・家庭・地域それぞれの役割を尊重した上で信頼に基づいた対等な関係を構築し、適切な役割分担を進めます。

### (3) 専門スタッフ等の配置促進

#### 《町教委》

- ・町立学校に対して、少人数（35人以下）学級教諭、教育活動支援講師、特別支援教育支援員、適応指導教室支援員、学校ICT支援員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、コミュニティ・スクール運営に係る地域コーディネーター等の安定的な配置に努めます。
- ・道教委の加配教職員制度を積極的に利用し、教職員の増員に努めます。
- ・道教委と連携し、スクール・サポート・スタッフ（事務補助職員）を含めた専門スタッフ等の派遣や配置を進めます。
- ・部活動指導に係る負担軽減を図るため部活動指導員の配置を引き続き検討します。

### (4) 学校給食費等の公会計化の推進及び徴収・管理業務の負担軽減

- ・平成28（2017）年度から学校給食費を公会計化しており、徴収・管理業務は引き続き町教委が担います。

## ★Action 2 部活動指導に関わる負担の軽減

### (1) 部活動休養日等の完全実施

重点

#### 《町教委》

- ・「斜里町立学校の部活動の在り方に関する方針」に基づき、生徒のけがの防止や心身のリフレッシュなど学校生活等への影響を考慮するとともに、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう、全ての部活動において部活動休養日の完全実施に向けた取組を進めます。
- ・部活動の活動時間は以下方針のとおりとし、平日2時間、休日3時間が原則であって、その趣旨の徹底を図ります。
- ・部活動休養日・活動時間の徹底に当たっては、中体連等の関係団体と連携・協力して取組を進めます。

○方針（概要）

① 部活動休養日の実施

- ・学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。))は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とし、道民家庭の日(毎月第3日曜日)は、可能な限り休養日とするよう努めること。

② 部活動の活動時間

- ・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とすること。

《学校》

- ・本方針を踏まえ、学校において策定した活動方針に基づいて設定し、公表した各部活動の休養日及び活動時間等について、校長は、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底します。

**(2) 指導・運営に係る体制の構築**

《町教委》

- ・部活動の充実と技術指導面や精神面における教員の負担軽減を図るため、既に一部の部活動において外部指導者の協力を得ており、更に人材の確保・発掘に努めることとし、各種大会や練習試合等への生徒引率も可能となる「部活動指導員」の配置を引き続き検討します。
- ・教員の部活動への関与について、法令や国指針、「町立学校の部活動在り方に関する方針」等を踏まえ業務改善及び勤務時間管理等を行います。
- ・今後、部活動地域移行検討協議会を設置し、学校、保護者、地域関係団体等を含め持続可能な部活動推進体制の整備を目指すこととします。

《学校》

- ・学校規模や教員の配置状況等を踏まえた適正な部活動数とします。
- ・特定の教員に部活動指導業務が集中することがないように、複数顧問の配置などにより、負担の平準化や軽減を図ります。
- ・部活動の指導、引率等を行う部活動指導員や専門的な技術指導を行う外部指導者を活用するほか、関係機関等との積極的な連携により、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減を図ります。
- ・教員の部活動への関与について、法令や国指針を踏まえて定めた教育委員会規則等に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行います。

**(3) 大会等に係る負担の軽減**

《町教委》

- ・学校の部活動が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加

することにより、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合や簡素化等を主催者や競技団体等に要請します。

《学校》

- ・部活動休養日等が年間を通じて適切に設定されることを前提に、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会等の回数に上限の目安等を定め、参加する大会等を精査します。

#### (4) 部活動の地域移行

《町教委》

- ・「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」により、公立中学校等の休日の部活動を段階的に地域移行することを基本とし、令和7年度(2025年度)までに、取組を重点的に行い、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指します。
- ・「令和7年度末を目途に休日の部活動から段階的に地域移行していく」ことを目標とします。

《学校》

- ・生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域のスポーツ・文化芸術環境の整備に関して町教委の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働します。

### ★ Action 3 学校運営体制の見直しなどによる改善

#### (1) 教頭の業務縮減

**重点**

《町教委》

- ・学校運営の要である教頭が、各種調査等への対応や学校内外の調整等により、特に長時間勤務となっている実態を踏まえ、調査業務の見直しや簡素化、学校からの要望を踏まえた業務の縮小や効率化を支援し、業務負担の解消に向けた取組を進めます。

《学校》

- ・校長は、組織的な学校運営を行うに当たり、業務内容や業務分担の見直しを進め教頭の業務負担も考慮しながら校内体制を整備します。
- ・管理職員と一般教員との日頃からの対話を通じて、学校運営への参画意識を醸成するとともに教頭の業務の分散化を図ります。

#### (2) 学校行事の精選・重点化

《町教委》

- ・学校行事の準備等が教員の過度な負担とならないよう、改めて働き方改革の必要性と意義を保護者や地域に発信するとともに、学校の取組に必要な支援を行います。

#### 《学校》

- ・それぞれの学校行事の教育的価値を検討し、学校としての体裁を保つためのものや前例のみにとらわれて慣例的に行っている部分をやめ、教育上真に必要とされるものに精選することや、より充実した学校行事にするため行事間の関連や重点化・統合を図ります。
- ・学校行事においては、地域との連携が多く組み込まれている場合があることから、改めて働き方改革の必要性と意義を保護者や地域へ発信するとともに、学校運営協議会等を通じて共通理解を図ります。
- ・カリキュラム・マネジメントの観点から、学校行事と教科等の関連性を見直し、従来、学校行事とされてきた活動について、例えば理科における野外観察や社会科における見学といった調査活動など、その目標や指導内容から教科等の指導と位置付けることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含めます。
- ・学校行事等の準備・運営について、教員業務支援員等と連携するなど、地域人材の協力を得たり、外部委託を活用したりするなどして、準備の簡素化、省力化等を進めます。

### (3) 適切な教育課程の編成・実施

#### 《町教委》

- ・標準授業時数を大きく上回った（小・中学校等は年間 1,086 単位時間以上）教育課程を編成・実施することがないよう指導・助言するとともに、余剰時数が過大になっている場合や指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回る授業時数を計画している場合には、学校における教育課程編成の改善が適切に行われるよう指導・助言を行います。

#### 《学校》

- ・各年度の教育課程編成において、余剰時数は必要最小限とし、指導体制や教育課程の編成の工夫・改善等により、指導体制に見合った計画にするなど、適切にマネジメントを行います。
- ・授業時数や行事、行事準備の時間を適正に計画するとともに、年間を見通した計画の下、授業準備、事務処理などの時間を確保するよう工夫します。

### (4) 適正な勤務時間の管理等

#### 《町教委》

- ・各学校に対し、児童生徒等の登下校時刻や部活動、学校の諸会議等について、職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うとともに、労働基準法等の規定に基づき職員が適正な時間に休憩時間を確保するよう指導・助言を行います。
- ・各学校に対し、やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、早朝や夜間など正規の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、週休日の振替など勤務時間に係る諸制度を活用し、正規の勤務時間の割振りや休憩時間の設定を適正に行うよう指導・助言を行います。
- ・超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて業務を行う時間を適切に把握するため、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当

該教育職員の「在校等時間」とします。

- ・教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととします。
  - ア 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1カ月の合計時間（以下「1カ月時間外在校等時間」という。）は、45時間まで
  - イ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間（以下「1年間時間外在校等時間」という。）は、360時間まで
- ・児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は、突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととします。
  - ア 1カ月時間外在校等時間は、100時間未満
  - イ 1年間時間外在校等時間は、720時間まで
  - ウ 1年のうち1カ月時間外在校等時間が45時間を超える月数は6か月まで
  - エ 連続する2カ月、3カ月、4カ月、5か月及び6カ月のそれぞれの期間について、各月の1カ月時間外在校等時間の1カ月当たりの平均時間は、80時間まで
- ・教育職員の健康及び福祉を確保するために、次の事項に留意します。
  - ア 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に対して、医師による面接指導を受けさせます。
  - イ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休憩時間を確保する取組（勤務間インターバル）について検討を進めます。
  - ウ 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を受けさせます。
  - エ 年次有給休暇について、まとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進します。
  - オ 心の健康問題についての相談体制を整えます。
  - カ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は教育職員に産業医等による保健指導を受けさせます。
- ・町立学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施します。  
特に、教育職員の在校等時間が上限時間の範囲を超えた場合には、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行います。  
《学校》
- ・校長は、職員の勤務時間を考慮した上で、児童生徒等の登下校時刻や部活動、諸会議等について、適切に時間設定します。
- ・校長は、休憩時間には職員会議を開催しないなど、職員が勤務時間の途中で休憩時間を適切に確保することができるよう取り組みます。



## (5) 「チーム学校」としての取り組みの推進

《学校》

- ・「Road」を引き続き活用し、改革を推進する「コアチーム」を設置する際には、学年を重視したチーム編成に限らず、学年間を超えたコミュニケーションが可能となるよう、各分掌のリーダーを加えるなど、学校組織全体としてのチーム編成に配慮します。
- ・コアチームが中心となり、職員を対象にアンケートや客観的なデータをまとめ、働き方改革における自校の課題を全職員で共有するとともに、話し合いの場を設け、職員間のコミュニケーションを図ります。
- ・明らかになった課題の改善に向けて改革を進めるに当たり、長期的な計画だけでなく、小さな変化や成果を実感できるように短期間ですぐに取り掛かれる目標を設定するなど、働き方改革の機運を高めます。
- ・校長はコアチームと連携し、自校の働き方改革の進捗状況をチェックリストにより把握し、分析するとともに、フィードバックにより学校教育目標を実現するために、経営方針の中に位置付けた働き方改革を見直し、短期・中期的改革に取り組みます。
- ・国の「働き方改革事例集」や他県等の好事例を参考にし、学校の実情に応じて活用できるものは積極的に取り入れるなど、改革を推進します。

## (6) 若手教員への支援

《学校》

- ・若手教員が得意とする分野の能力を積極的に学校運営に生かすとともに、若手教員の日頃の様子を観察・把握し、一人で仕事を抱えていたり、悩んでいたたりする場合には、すぐに声掛け等を行い、優れた教材や指導案、業務の参考となる資料を共有するほか、必要に応じて業務を補助するなどして、若手教員が孤立することのないよう支援します。

## (7) 学校の組織運営に関する見直し

《町教委》

- ・学校に組織体制の見直しを促すなど、業務の適正化に向けた指導・助言を行います。

《学校》

- ・設置されている様々な委員会等のうち、類似の内容を扱う委員会等について、その整理・統合、構成員の統一を図ります。

## ★ Action 4 意識の変容を促す取組

### (1) 働き方改革の意識を高める取組の推進

重点

《町教委》

- ・これまでの慣習にとらわれず、教育の質を保ちながら、働き方改革を効果的に進めている事例等を積極的に紹介しながら、学校の管理職の意識改革を一層進めます。

- ・働き方改革の趣旨や目的を踏まえた上で、働き方改革の取組状況を管理職員の人事評価に反映します。
- ・管理職を含む教員一人一人が時間を意識した働き方を実践できるよう一層の意識改善を図ります。

《学校》

- ・校長は、「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を明確に位置付け、業績評価に係る目標設定に当たっては、働き方改革のマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減する時間や年次有給休暇の取得日数など、具体的な目標を設定します。
- ・校長は在校等時間の計測・記録の結果を踏まえ、業務の平準化・効率化を検討するほか、ストレスチェックを活用し、「働きやすさ」や「働きがい」の意識の変化を把握するなど、学校の実情や職員個々の実態を踏まえた効果的な働き方改革を進めます。
- ・管理職員は、人事評価の面談等の機会を通して、働き方改革に対する共通理解を図るとともに、効率的かつ効果的な業務の進め方について共に考えるなど、職員の働き方に対する意識の醸成を図ります。
- ・特に、継続して上限時間を超える職員には当該職員の業務全体を把握し、業務の見直しや優先順位等を指示するほか、他の職員による支援や業務の担当者変更等を検討するなど適切な勤務時間となるよう取り組むとともに、面談を行い、個別の改善計画を作成することなどにより働き方への意識付けを促す。
- ・時間外在校等時間が80時間を超える職員又は直近2～6か月間のいずれかの平均で80時間を超える職員については産業医による面接指導を管理職から徹底するとともに、その結果を踏まえて業務改善を行う。

## (2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

《学校》

- ・学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を持ち、積極的に実践することができるよう、学校運営体制の見直しなどによる業務の効率化に合わせて、次の取組を進めます。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 月2回以上の定時退勤日の実施</li> <li>② 年2回以上のワークライフバランス推進強化期間の実施</li> <li>③ 15日以上有給休暇の取得促進</li> </ul> |
|---|

- ・保護者の理解を得た上で、1週間のうち平日1日は、児童生徒の一斉下校時刻を設定したり、部活動休養日と併せた定時退勤日を設定するなど、定時退勤の徹底を図ります。
- ・管理職員は、子育て又は介護を行う職員が、意欲をもって職務に従事することができるよう、仕事と子育て又は介護を両立できる職場環境づくりを主体的に進めます。
- ・管理職員は、女性職員の活躍推進の観点から、男性職員の家庭生活への関わりを深めることが不可欠であると認識し、日頃から両立支援における男性職員の役割について所属職員への

意識啓発に努めるなど、職員が両立支援制度を適切に活用することができるよう積極的に行動します。

- ・管理職員は、修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業等、仕事との両立支援のための制度の活用が図られるよう、対象職員に対し職場内で必要な配慮を行うものとします。

### (3) 働き方改革に関する研修の実施

《町教委》

- ・町や地区単位で実施する研修等の機会に、働き方改革に関する研修を検討します。

《学校》

- ・業務の改善・見直しなど、働き方改革に関する校内研修を検討します。

### (4) これまでの取組の着実な推進

ア 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

《町教委・学校》

- ・心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定し、教職員が休養を取りやすい環境を整備します。

#### ① 設定期間

- ・8月15日前後の特定の3日間に設定することを基本としますが、夏季休業期間内で、学校の実情に応じて設定することも可能とします。
- ・教職員の年末年始の休日は学校閉庁日とし、これ以外の冬季休業期間内の勤務日においても設定することができます。
- ・夏季休業期間及び冬季休業期間に合せて年間9日以上設定します。

#### ② 服務上の取扱等

- ・年休、夏休、振替等とし、休暇取得を強制しません。
- ・出勤も可としますが、この場合は、開錠・施錠は出勤する者の責任で行うため、管理職員の出勤は不要です。
- ・学校閉庁日は、部活動休養日に設定します。

イ 在校等時間の客観的な計測・記録と公表

《町教委・学校》

- ・学校では既に出退勤管理のタイムカード等を活用し勤務時間の管理を行っており、町教委は、引き続き在校等時間を客観的に計測・記録するよう支援します。
- ・学校においてはこの勤務時間記録結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化、効率化などの取組を進めます。
- ・校外において職務に従事している時間については、出張に係る復命書や部活動の引率業務に係る活動記録等など、できる限り客観的な方法により把握・記録するよう努めます。
- ・校長会議などにおいて、各学校の勤務状況のデータを共有することなどにより、自校の状況

の客観的な把握や意識の共有を促します。

- ・道教委及び市町村教委は教育職員の在校等時間等を適宜、公表します。

《学校》

- ・校長は、在校等時間を計測した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化や効率化等の取組を進めるとともに、在校等時間が長時間となっている職員への面談を行い、ストレスチェックなども活用し、適切な指導を行います。

## ★ Action 5 学校サポート体制の充実

### (1) メンタルヘルス対策の推進等

重点

《町教委》

- ・労働安全衛生管理体制の適切な整備づくりとともに、平成30（2018）年度に策定した「斜里町立学校職員ストレスチェック実施要領」に基づくストレスチェック調査を継続し、職員自身のストレスへの気づき及び、その対処の支援並びに職場環境の改善を通して、メンタルヘルス不調となることを未然に防止する取組を推進します。

《学校》

- ・校長は、職員の適切な労働環境を確保するため、労働安全衛生法に基づき衛生管理者や衛生推進者を選任するなど、労働安全衛生管理体制を確立し、ストレスチェックを活用するなど、学校の実情や職員個々の実態を踏まえ、職員のメンタルヘルス対策に取り組みます。

### (2) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

《町教委》

- ・生徒指導上の諸問題が深刻化し、学校だけでは解決が困難な事案等が発生した場合は、町教委が配置を進めるスクールソーシャルワーカーによる指導・助言を行うほか、学校教育に関する専門的な問題への相談等については町教委配置の指導主事が対応します。  
今後はスクールロイヤーの活用を検討するなど、学校運営を支援する体制を整備します。
- ・学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応することができるよう、警察や福祉部局との連携体制の確立など、関係部局との連携・協力体制を強化します。

### (3) 調査業務等の見直し

《町教委》

- ・各種調査や事業、事務手続などについては、状況の変化なども踏まえ、その必要性や手法の妥当性の観点からの精選を行うとともに、学校現場の意見を的確に捉えながら、更なる見直し、簡素化を進めます。
- ・調査の実施に当たっては、その必要性や効果を十分検討した上で提出期間を十分に確保し、一定

期間に調査業務が集中することのないよう配慮します。

- ・各種団体等からの学校に対する行事への参加や周知文書等の配布、作品の応募依頼等については、学校現場の負担軽減に向けて、町教委で精査し、各団体等への理解促進に努めます。

#### (4) 研修・会議の精選・見直し

《町教委》

- ・教職員研修の精選をはじめ、オンライン研修の実施など、学校や教員の負担を考慮した効果的・効率的な研修の実施に努めるとともに、長期休業期間中の研修については、国の通知等を踏まえながら精選を検討する。
- ・定例的に実施している諸会議については、その必要性の面から改めて見直しを行い、廃止も含めて更なる精選を行います。
- ・特に情報の伝達や共有を主な目的とした会議については、オンラインでの開催を徹底します。

#### (5) 学校が作成する計画等の見直し

《町教委》

- ・各学校に対し、新たな課題に対応した計画の作成を求める場合には、まずは既存の各種計画の見直しの範囲内で対応することを基本とするよう指導・助言を行います。
- ・学校単位で作成する計画について、業務の適正化や計画の機能性の向上、カリキュラム・マネジメントの充実の観点も踏まえ、当該計画の内容や学校の実情に応じ、可能な限り、統合して作成するよう指導・助言を行います。
- ・各教科等の指導計画の有効な活用を図るためにも、学校の実情に応じ、複数の教員が協力して作成し共有するなどの取組を推進します。
- ・学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握した上で、スクラップ・アンドビルドの観点に立って整理するとともに、必要に応じ、PDCAによる一連のマネジメント・サイクルを備えた計画等のサンプル（ひな形）を提示します。

#### (6) 教諭等及び事務職員などの標準職務の明確化等

《町教委》

- ・教諭等、養護教諭、栄養教諭及び事務職員の職務の範囲を標準的に示した例について学校管理規則等で定め、業務の明確化・適正化を図ることにより、それぞれが本来の職務に集中し、専門性を発揮できるような環境を整備するとともに、事務職員がこれまで以上に自主的・主体的に校務運営に参画できる環境整備に努めます。
- ・事務職員の主体的な学校運営への参画、学校事務の一層の効率化や充実が図られるよう、地域や学校の実情に応じて、学校事務の共同実施を検討します。

#### (7) 勤務時間外における電話対応の見直しの促進

《町教委》

- ・学校と連携し、緊急時の連絡方法を確保するとともに、保護者や地域住民に対し、改めて働

き方改革の必要性と意義を発信し、学校への勤務時間外の電話連絡等を控えるよう理解・協力を得る取組を推進します。

- 勤務時間外の電話対応への負担軽減を図るため、全町立学校に留守番電話の設置を進めます。
- 定時退勤日の教職員退勤後の緊急的な連絡先を町教委とします。

## 学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項

- (1) 時間外在校等時間の上限については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではないことに留意すること。  
この上限は「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として設定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。
- (2) 町教委及び校長は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。
- (3) 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。
- (4) 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないものであること。  
町教委及び校長は、業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めること。

## 【用語解説】

### ① 教育職員

- ・給特条例第2条第2項に定める公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

### ② 在校等時間

- ・教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間（正規の勤務時間外においていわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間を含む。）として、外形的に把握することができる時間を基本とし、次のア及びイの時間を加え、ウ及びエの時間を除く時間をいう。
  - ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として外形的に把握する時間
  - イ 在宅勤務（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間
  - ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間（当該教育職員の申告に基づくものとする。）
  - エ 休憩時間

### ③ 所定の勤務時間

- ・給特条例第7条第1項各号に掲げる日（祝日法による休日、年末年始の休日及び開校記念日（代休日が指定された日を除く。））以外の日における正規の勤務時間をいう。

### ④ 時間外在校等時間

- ・「在校等時間」から「所定の勤務時間」を減じた時間をいう。



「学校における働き方改革斜里町アクション・プラン（第3期）指標

目指す姿			
教育一人ひとりが「変わってきた」と実感できる働き方改革の推進			
令和8年度末までに目指す指標			
項目	内容	R5末	目標
ICTの活用による校務効率化の推進	・全教員がICTを活用して、教材や指導案の共有化を図っている学校の割合	100%	100%
保護者・地域等の連携協働	・学校の働き方改革の取り組みの進捗状況等について、保護者や地域に周知し意識醸成を図っている学校の割合	100%	100%
部活動休業日等の完全実施	・部活動休養日等を設定し完全実施している学校の割合	100%	100%
働き方改革の意識を高める取組みの推進	・月2日以上の時定退勤日を実施している学校の割合	50%	100%
	・年15日以上の子年有給休暇を取得している職員の割合が50%以上の学校の割合	0%	100%
	・勤務時間外における留守番電話等による連絡対応を実施している学校の割合	0%	100%
メンタルヘルス対策の推進等	・ストレスチェックを実施している学校の割合	100%	100%